

備前市監査委員告示第5号

令和2年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和2年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年1月13日

備前市監査委員 小野田 隼 也
備前市監査委員 尾 川 直 行

所 管 部 署	社会教育課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
補助金に係る予算執行において、翌年度納入されたものが、前年度の補助対象経費として精算処理されていたことは適正を欠いており、是正する必要がある。	今回の事案は、納入日が3月31日を予定していましたが、色違いが原因で交換をお願いしたことに起因するものです。今後は、年度末最終日に納品および予算執行するようなことが無いよう努めます。

所 管 部 署	環境課
---------	-----

【指摘事項】	措 置 状 況
クリーンセンター備前において、消火用設備の点検基準で法定年数が定められているホースについて、事前に耐圧試験などの対応を実施しておくことができず不良の判定を受けたことは適正を欠いており、安全確保の観点から、事前に措置できるものは、自主的なチェックリスト等で確認できる環境整備を検討する必要がある。	令和2年度にクリーンセンター備前の全ての消防用ホースを更新済み。 消火器も含め、専門業者が行う消防設備等点検の際、提出のある結果報告書及び現物を確認する。安全確保や環境整備のため、必要に応じて次年度に予算要求していく。

所 管 部 署	日生地域公民館
---------	---------

【指摘事項】	措 置 状 況
日生地域公民館が所管する地域公民館等施設は、令和元年度に消防用設備等点検を実施し、点検結果において不良となった事項について、適時に対応されないまま経過していることは適正を欠いており、安全確保の観点から、適時に措置できる体制を検討するなどの対応をする必要がある。	今回は令和元年度の点検結果が令和2年度当初予算要求時期に間に合わず、令和3年度当初予算に計上しました。今後は、財政課と協議しながらできる限り補正予算を計上するなど、迅速に対応するよう努めます。

所 管 部 署	危機管理課、環境課、保健課、介護福祉課、建設課 吉永総合支所管理課、文化振興課、社会教育課
---------	--

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>市の所有する物品が適切に記録、管理されておらず、適正を欠いており、是正する必要があるもの。</p>	<p>【危機管理課】 ご指摘のあった物品について調査し、廃車等により廃棄が出来ていないものについては、処分をする手続きをしました。また、複数の物品をまとめて登録をしているものについては、個々に分割して登録をしました。</p> <p>【環境課】 物品台帳整備に不備があったため、令和2年度に整備済み。今後、徹底した物品台帳管理を行う。</p> <p>【保健課】 措置済み。ノートパソコン（富士通FMV-7160NU3）及び退職振替整理業務支援システムについては、既に廃棄済みだったため不要決定（廃棄）処理しました。軽自動車については、二重登録だったため、不用決定（削除）処理しました。</p> <p>【介護福祉課】 令和2年11月24日、備品台帳修正済。公用車（岡山581か9070）を不用（廃棄）処理。</p> <p>【建設課】 NO. 95、NO. 96、令和3年2月1日付け、廃棄手続き済</p> <p>【吉永総合支所管理課】 すでに処分されている物品について、財務会計システムで不用処分の処理を行った。</p> <p>【文化振興課】 印刷製本費として支払う際、誤って備品登録していたため、削除しました。（平成31年3月29日処理済）</p> <p>【社会教育課】 実在備品、廃棄済備品、他所属への譲渡備品を備品台帳と照合し、適宜台帳修正に努めます。</p>

所 管 部 署	保健課
---------	-----

【要望（所見）】	措 置 状 況
補助金の適正な執行のため、補助金の交付を受けた団体から各地区へ支出された助成金の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算し、これらを市に戻入させるなどの基準等を検討する必要がある。	市愛育委員会役員会、市栄養委員会役員会において、各地区に支出した補助金の未執行分については市に戻し入れすることとし、繰越金については、計画的に執行していくこととした。

所 管 部 署	市民協働課
---------	-------

【要望（所見）】	措 置 状 況
備前市区会等補助金について、令和元年度の補助事業であるにもかかわらず、出納閉鎖後に補助金の額の確定を行っており、事務処理上改善する必要があると認められる。	令和元年度はコロナ禍を理由に実績報告の提出が遅れた町内会があったため、補助事業確定を出納閉鎖後遡って行わざるを得なかった。 令和2年度は各地区からの実績報告を補助金交付要綱に基づく期間に提出してもらうよう自治会連絡協議会にて行った。このことにより、出納閉鎖内に確定処理ができるようになり、事務処理が改善された。

所 管 部 署	社会教育課
---------	-------

【要望（所見）】	措 置 状 況
シルバー人材センターとの施設管理等の委任契約について、委任契約遂行に必要な業務の詳細が定められないまま契約され、就業ガイドラインが遵守されていない状況となっており、契約等事務を見直す必要があると認められる。	令和3年度、契約書・仕様書・マニュアル等の見直しを行いました。